

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第十三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十年佐賀県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「条例別表」を「条例別表第二」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（本人確認情報の提供方法）

第九条 条例第二条第二項又は第四条第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。